

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2020年1月21日
- 【発行者名】 IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッド  
(IQ EQ Management Bermuda Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ケビン・チャールズ・ジリー  
(Kevin Charles Gilley, Director)
- 【本店の所在の場所】 バーミューダ、ハミルトン HM11、リード・ストリート20番、  
ウィリアムズ・ハウス4階  
(4th Floor, Williams House, 20 Reid Street, Hamilton HM 11,  
Bermuda)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6775)1000
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
みずほ・ケイマン・トラスト  
- USバンクローン・オープン(米ドル建)  
(Mizuho Cayman Trust  
- US Bank Loan Open (USD))
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
毎月分配クラス受益証券 300億アメリカ合衆国ドル(3兆3,555億円)を上限と  
する。  
無分配クラス受益証券 300億アメリカ合衆国ドル(3兆3,555億円)を上限と  
する。  
(注1)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2019年4月26  
日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.85円)  
による。  
(注2)USバンクローン・オープン(豪ドル建)は、2020年1月21日に終了(償還)した。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

みずほ・ケイマン・トラスト（Mizuho Cayman Trust）のサブ・ファンドであるUSバンクローン・オープン（豪ドル建）（US Bank Loan Open (AUD)）が2020年1月21日に終了（償還）したこと等に伴い、2019年6月28日に提出した有価証券届出書（2019年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

（注）下線または傍線の部分は訂正部分を示します。なお、全文訂正（更新）の場合には下線を付していません。

### 表紙

事務連絡者氏名

< 訂正前 >

弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子  
同 小峰 直之

< 訂正後 >

弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

< 訂正前 >

みずほ・ケイマン・トラスト  
- USバンクローン・オープン（米ドル建）  
- USバンクローン・オープン（豪ドル建）  
(Mizuho Cayman Trust  
- US Bank Loan Open (USD)  
- US Bank Loan Open (AUD))

< 訂正後 >

みずほ・ケイマン・トラスト  
- USバンクローン・オープン（米ドル建）  
(Mizuho Cayman Trust  
- US Bank Loan Open (USD))

## 届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

&lt; 訂正前 &gt;

( ) USバンクローン・オープン（米ドル建）

毎月分配クラス受益証券 300億アメリカ合衆国ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

無分配クラス受益証券 300億アメリカ合衆国ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

( ) USバンクローン・オープン（豪ドル建）

毎月分配クラス受益証券 300億オーストラリア・ドル（2兆3,523億円）を上限とする。

無分配クラス受益証券 300億オーストラリア・ドル（2兆3,523億円）を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.85円、1豪ドル=78.41円）による。

&lt; 訂正後 &gt;

毎月分配クラス受益証券 300億アメリカ合衆国ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

無分配クラス受益証券 300億アメリカ合衆国ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.85円）による。

(注2) USバンクローン・オープン（豪ドル建）は、2020年1月21日に終了（償還）した。

## 第一部 証券情報

## (1) ファンドの名称

&lt; 訂正前 &gt;

みずほ・ケイマン・トラスト - USバンクローン・オープン（米ドル建）  
- USバンクローン・オープン（豪ドル建）

(Mizuho Cayman Trust - US Bank Loan Open (USD)  
- US Bank Loan Open (AUD))

(注1) USバンクローン・オープン（米ドル建）およびUSバンクローン・オープン（豪ドル建）（総称して、または個別に、以下「ファンド」ということがある。）は、アンブレラ・ファンドであるみずほ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、上記の2本のサブ・ファンドのみにより構成されている。

(注2) 日本において、ファンドの名称として、「みずほ・ケイマン・トラスト」を省略することがある。

&lt; 訂正後 &gt;

みずほ・ケイマン・トラスト - USバンクローン・オープン（米ドル建）

(Mizuho Cayman Trust - US Bank Loan Open (USD))

(注1) USバンクローン・オープン（米ドル建）（以下「ファンド」ということがある。）は、アンブレラ・ファンドであるみずほ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されている。

（注2）日本において、ファンドの名称として、「みずほ・ケイマン・トラスト」を省略することがある。

（注3）USバンクローン・オープン（豪ドル建）は、2020年1月21日に終了（償還）した。

## （2）外国投資信託受益証券の形態等

### <訂正前>

USバンクローン・オープン（米ドル建）の受益証券は、記名式無額面受益証券で、本書の日付現在、毎月分配クラス受益証券および無分配クラス受益証券の2種類である。

USバンクローン・オープン（豪ドル建）の受益証券は、記名式無額面受益証券で、本書の日付現在、毎月分配クラス受益証券および無分配クラス受益証券の2種類である。

以下、USバンクローン・オープン（米ドル建）の毎月分配クラス受益証券およびUSバンクローン・オープン（豪ドル建）の毎月分配クラス受益証券を総称して「毎月分配クラス受益証券」、USバンクローン・オープン（米ドル建）の無分配クラス受益証券およびUSバンクローン・オープン（豪ドル建）の無分配クラス受益証券を総称して「無分配クラス受益証券」、また毎月分配クラス受益証券および無分配クラス受益証券を総称して、または個別に「受益証券」という。

（後略）

### <訂正後>

USバンクローン・オープン（米ドル建）の受益証券は、記名式無額面受益証券で、本書の日付現在、毎月分配クラス受益証券および無分配クラス受益証券の2種類である。

以下、USバンクローン・オープン（米ドル建）の毎月分配クラス受益証券を「毎月分配クラス受益証券」、USバンクローン・オープン（米ドル建）の無分配クラス受益証券を「無分配クラス受益証券」、また毎月分配クラス受益証券および無分配クラス受益証券を総称して、または個別に「受益証券」という。

（後略）

## （3）発行（売出）価額の総額

### <訂正前>

#### （ ）USバンクローン・オープン（米ドル建）

毎月分配クラス受益証券 300億米ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

無分配クラス受益証券 300億米ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

#### （ ）USバンクローン・オープン（豪ドル建）

毎月分配クラス受益証券 300億豪ドル（2兆3,523億円）を上限とする。

無分配クラス受益証券 300億豪ドル（2兆3,523億円）を上限とする。

（注1）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.85円、1豪ドル=78.41円）による。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てまたは豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### <訂正後>

毎月分配クラス受益証券 300億米ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

無分配クラス受益証券 300億米ドル（3兆3,555億円）を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.85円)による。以下、別段の記載がない限り、同じ。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## (5) 申込手数料

### < 訂正前 >

受益証券の取得申込みにあたっては、申込口数に応じて、発行価格に以下の手数料率(注)を乗じて得た申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	2.16% (税抜2.0%)
1,000口以上10,000口未満	1.62% (税抜1.5%)
10,000口以上30,000口未満	1.08% (税抜1.0%)
30,000口以上	0.54% (税抜0.5%)

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)に係る2019年6月28日現在の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する料率(8%)を加算した料率を表記している。消費税の税率が10%になった場合には、以下のとおりとなる。

1,000口未満...2.20%、1,000口以上1万口未満...1.65%、1万口以上3万口未満...1.10%、3万口以上...0.55%
-------------------------------------------------------------------------

### < 訂正後 >

受益証券の取得申込みにあたっては、申込口数に応じて、発行価格に以下の手数料率(注)を乗じて得た申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	2.20% (税抜2.0%)
1,000口以上10,000口未満	1.65% (税抜1.5%)
10,000口以上30,000口未満	1.10% (税抜1.0%)
30,000口以上	0.55% (税抜0.5%)

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)に係る2020年1月21日現在の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する料率(10%)を加算した料率を表記している。

## (9) 払込期日

### < 訂正前 >

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店の関連するファンドの口座に、適用ある取引日(同日を除く。)から4営業日目の日(以下「払込期日」という。)までにUSバンクローン・オープン(米ドル建)については米ドルで、USバンクローン・オープン(豪ドル建)については豪ドルで払い込まれる。ただし、USバンクローン・オープン(豪ドル建)に関して、かかる払込期日がオーストラリア営業日に該当しない場合、申込金額の総額は、オーストラリア営業日である翌営業日に払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「(12) その他 申込みの方法」を参照のこと。

### < 訂正後 >

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店の関連するファンドの口座に、適用ある取引日(同日を除く。)から4営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに米ドルで払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「(12) その他 申込みの方法」を参照のこと。

## (12) その他

### <訂正前>

(前略)

#### 引受等の概要

(イ) 管理会社は、USバンクローン・オープン(米ドル建)について、みずほ証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する2013年10月15日付受益証券販売・買戻契約および2015年6月25日付受益証券販売・買戻契約を締結しており、また、USバンクローン・オープン(豪ドル建)について、みずほ証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する2015年6月25日付受益証券販売・買戻契約を締結している。

(中略)

#### 申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い、USバンクローン・オープン(米ドル建)については円貨または米ドル貨、USバンクローン・オープン(豪ドル建)については円貨または豪ドル貨により支払われる。円貨で支払われた場合における米ドル貨または豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)

投資者は、口座約款に従い、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社は、払込期日に、副管理事務代行会社のファンドの口座に、USバンクローン・オープン(米ドル建)については米ドル貨で、USバンクローン・オープン(豪ドル建)については豪ドル貨で、申込金額の総額を払い込む。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(後略)

### <訂正後>

(前略)

#### 引受等の概要

(イ) 管理会社は、USバンクローン・オープン(米ドル建)について、みずほ証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する2013年10月15日付受益証券販売・買戻契約および2015年6月25日付受益証券販売・買戻契約を締結している。

(中略)

#### 申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い、円貨または米ドル貨により支払われる。円貨で支払われた場合における米ド

ル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)

投資者は、口座約款に従い、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社は、払込期日に、副管理事務代行会社のファンドの口座に、米ドル貨で申込金額の総額を払い込む。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

USバンクローン・オープン(米ドル建)およびUSバンクローン・オープン(豪ドル建)(総称して、または個別に、以下「ファンド」ということがある。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、2013年10月14日付信託証書(同日付信託証書補遺、2013年10月25日付変更証書、2015年6月25日付変更証書および同日付信託証書補遺により変更および補足済)(以下「信託証書」という。)に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、上記の2本のサブ・ファンドのみにより構成されている。

USバンクローン・オープン(米ドル建)およびその受益証券は、米ドル建てである。USバンクローン・オープン(豪ドル建)およびその受益証券は、豪ドル建てである。

USバンクローン・オープン(米ドル建)の投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。USバンクローン・オープン(米ドル建)は、ウエスタン・アセット・オフショア・ファンズ - ウエスタン・アセット・バンクローン(オフショア)ファンド(Western Asset Offshore Funds - Western Asset Bank Loan (Offshore) Fund)(以下「マスターファンド」という。)の米ドルクラスの受益証券への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却手取金のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、USバンクローン・オープン(米ドル建)は、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。

USバンクローン・オープン(豪ドル建)の投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。USバンクローン・オープン(豪ドル建)は、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券(以下、マスターファンドの米ドルクラスの受益証券と総称して、または個別に「マスターファンド受益証券」という。)への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却手取金のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、USバンクローン・オープン(豪ドル建)は、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。

ファンドにおける信託金の限度額は定められていない。

(後略)

<訂正後>

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

USバンクローン・オープン(米ドル建)(以下「ファンド」ということがある。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、2013年10月14日付信託証書(同日付信託証書補遺、2013年10月25日付変更証書、2015年6月25日付変更証書および同日付信託証書補遺により変更および補足済)(以下「信託証書」という。)に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されている。

USバンクローン・オープン(米ドル建)およびその受益証券は、米ドル建てである。

USバンクローン・オープン(米ドル建)の投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。USバンクローン・オープン(米ドル建)は、ウエスタン・アセット・オフショア・ファンズ - ウエスタン・アセット・バンクローン(オフショア)ファンド(Western Asset Offshore Funds - Western Asset Bank Loan (Offshore) Fund)(以下「マスターファンド」という。)の米ドルクラスの受益証券への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却手取金のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、USバンクローン・オープン(米ドル建)は、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。

ファンドにおける信託金の限度額は定められていない。

(後略)

## (2) ファンドの沿革

### <訂正前>

2002年2月13日	管理会社設立
2013年10月14日	信託証書およびUSバンクローン・オープン(米ドル建)(旧称USバンクローン・オープン)を設定する信託証書補遺締結
2013年10月25日	信託証書を変更する変更証書締結
2013年11月27日	USバンクローン・オープン(米ドル建)の毎月分配クラスの運用開始
2015年6月25日	信託証書を変更する変更証書およびUSバンクローン・オープン(豪ドル建)を設定する信託証書補遺締結
2015年8月6日	USバンクローン・オープン(米ドル建)の無分配クラスならびにUSバンクローン・オープン(豪ドル建)の毎月分配クラスおよび無分配クラスの運用開始

### <訂正後>

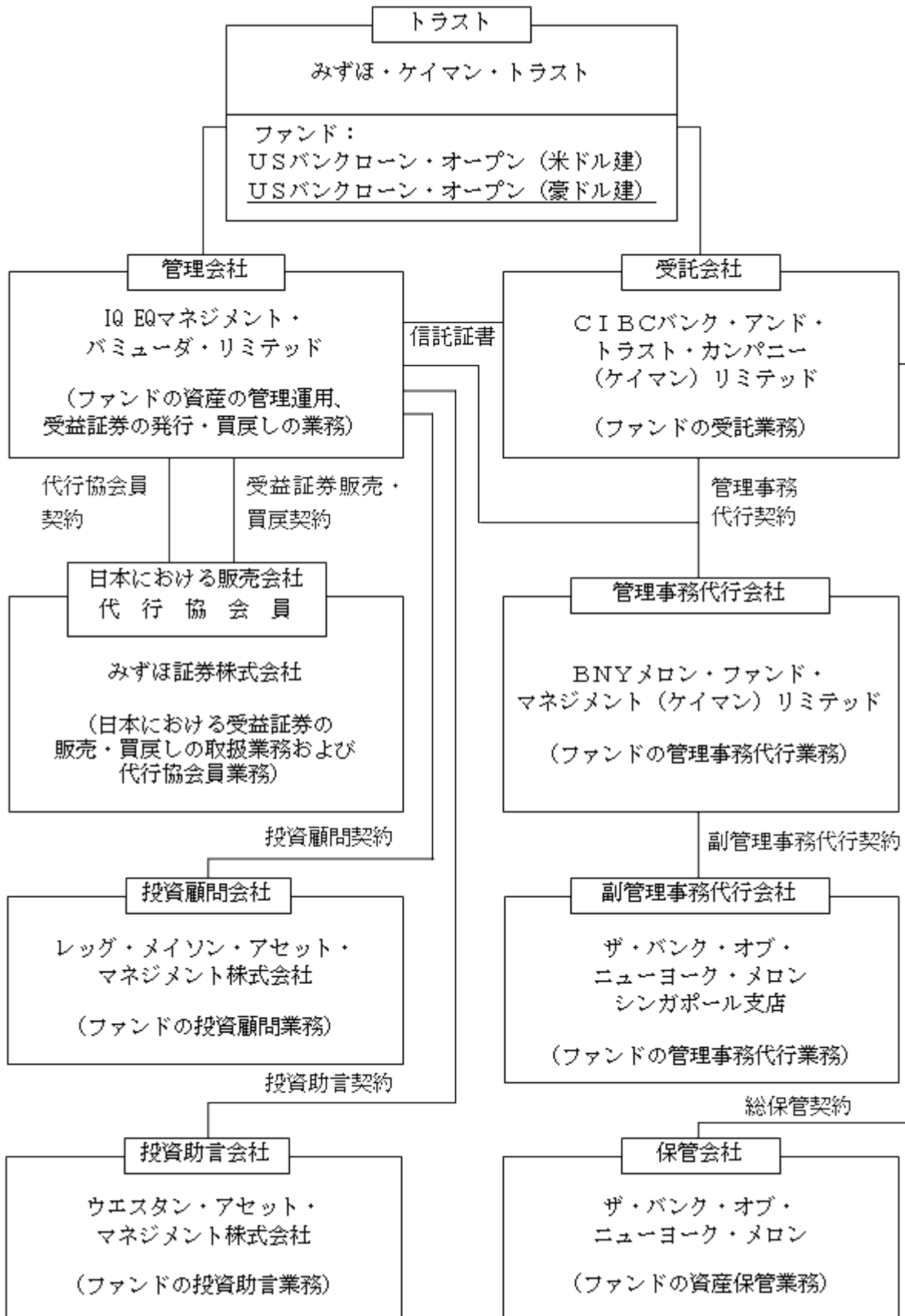
2002年2月13日	管理会社設立
2013年10月14日	信託証書およびUSバンクローン・オープン(米ドル建)(旧称USバンクローン・オープン)を設定する信託証書補遺締結
2013年10月25日	信託証書を変更する変更証書締結
2013年11月27日	USバンクローン・オープン(米ドル建)の毎月分配クラスの運用開始
2015年6月25日	信託証書を変更する変更証書およびUSバンクローン・オープン(豪ドル建)を設定する信託証書補遺締結
2015年8月6日	USバンクローン・オープン(米ドル建)の無分配クラスならびにUSバンクローン・オープン(豪ドル建)の毎月分配クラスおよび無分配クラスの運用開始
<u>2020年1月21日</u>	<u>USバンクローン・オープン(豪ドル建)の償還</u>



## (3) ファンドの仕組み

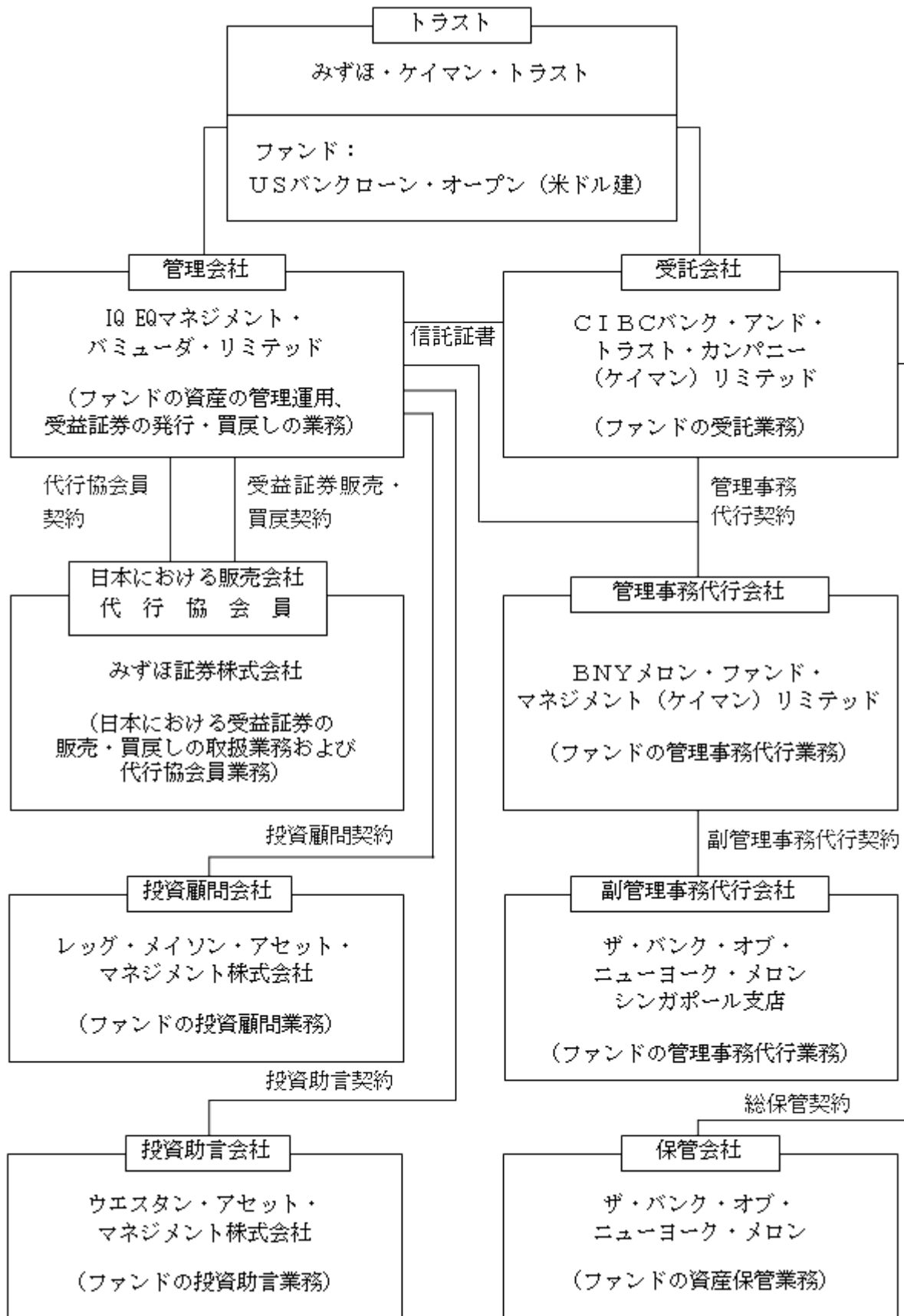
## ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;



(後略)

&lt;訂正後&gt;



(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

#### (イ) 投資目的および投資方針

USバンクローン・オープン（米ドル建）の投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。USバンクローン・オープン（米ドル建）は、マスターファンド受益証券への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却の手取金のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、USバンクローン・オープン（米ドル建）は、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。

USバンクローン・オープン（豪ドル建）の投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。USバンクローン・オープン（豪ドル建）は、マスターファンド受益証券への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却手取金のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、USバンクローン・オープン（豪ドル建）は、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。

ファンドの資産の大半がマスターファンドに投資されるため、ファンドの運用成績は、マスターファンドの投資ポートフォリオの運用成績に依拠したものとなる。

（中略）

#### (ハ) ファンドの概要

##### ファンドの目的

##### <USバンクローン・オープン（米ドル建）>

マスターファンドの米ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に実質的な投資を行い、ファンドの投資目的の達成を目指す。

##### <USバンクローン・オープン（豪ドル建）>

マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に実質的な投資を行い、ファンドの投資目的の達成を目指す。

##### ファンドの特色

##### <USバンクローン・オープン（米ドル建）>

ファンドは、主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に実質的な投資を行う。

（中略）

毎月分配クラスと、無分配クラスがある。

（中略）

- ・毎月分配クラス受益証券の保有者に対する分配金額は、分配方針に基づいて管理会社が決定する。あらかじめ一定の額の毎月分配クラス受益証券の保有者に対する分配を約束するものではない。毎月分配クラス受益証券の保有者に対し、分配金が支払われない場合もある。

##### <USバンクローン・オープン（豪ドル建）>

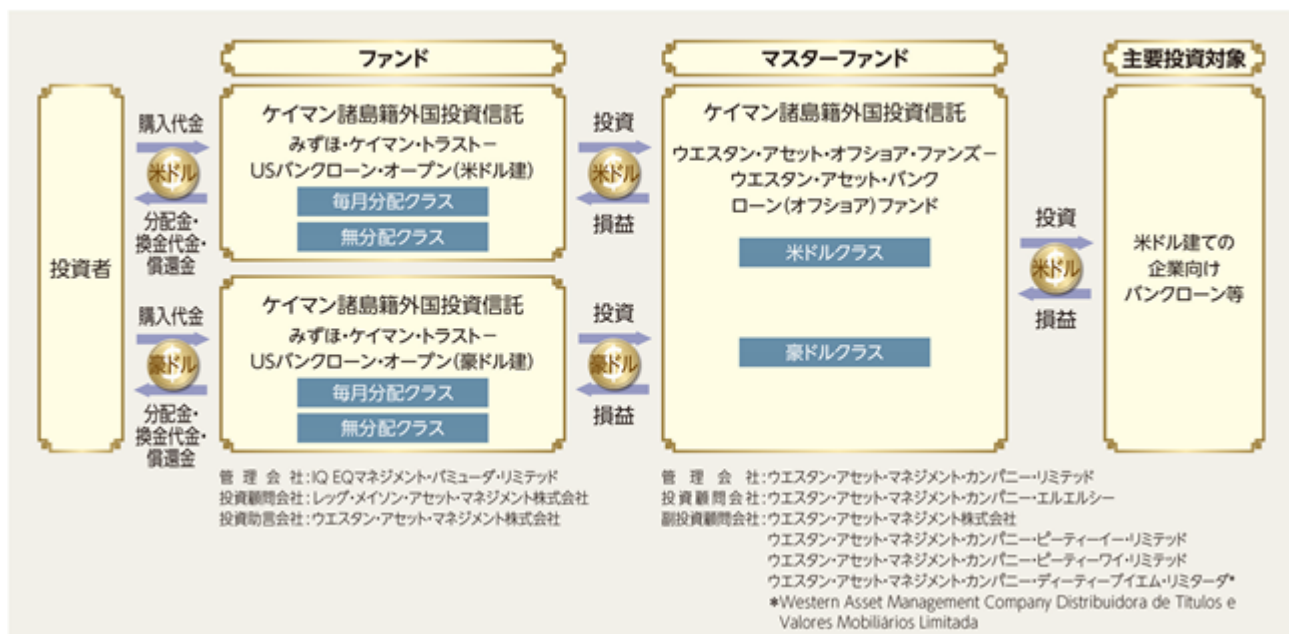
ファンドは、主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に実質的な投資を行う。

- ・バンクローン等への投資は、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて行う。
- ・マスターファンドへの投資割合は、原則として高位とする。
- ・マスターファンドでは、資産の一部を高利回り社債（ハイイールド債券）等の債券に投資することがある。

- ・マスターファンドの豪ドルクラスにおいて、原則として「米ドル売り、豪ドル買い」の為替ヘッジを行い、米ドルに対する為替変動リスクの低減を図る。為替ヘッジを行うにあたっては、ヘッジコストがかかることがある。
- ・バンクローンの運用は、レグ・メイソン傘下のウエスタン・アセットが行う。
- ・毎月分配クラスと、無分配クラスがある。
- ・毎月分配クラス受益証券については、原則として毎月9日（営業日でない場合には翌営業日）に収益分配を行う。
- ・無分配クラス受益証券については、原則として収益分配を行わない。
- ・毎月分配クラス受益証券の保有者に対する将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。
- ・毎月分配クラス受益証券の保有者に対する分配金額は、分配方針に基づいて管理会社が決定する。あらかじめ一定の額の毎月分配クラス受益証券の保有者に対する分配を約束するものではない。毎月分配クラス受益証券の保有者に対し、分配金が支払われない場合もある。

市場環境、資金動向等によっては、上記の運用が行われない場合がある。

## ファンドの仕組み



### <訂正後>

#### (イ) 投資目的および投資方針

USバンクローン・オープン（米ドル建）の投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。USバンクローン・オープン（米ドル建）は、マスターファンド受益証券への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却の手取金のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、USバンクローン・オープン（米ドル建）は、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。

ファンドの資産の大半がマスターファンドに投資されるため、ファンドの運用成績は、マスターファンドの投資ポートフォリオの運用成績に依拠したものとなる。

（中略）

#### (ハ) ファンドの概要

##### ファンドの目的

マスターファンドの米ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に実質的な投資を行い、ファンドの投資目的の達成を目指す。

## ファンドの特色

ファンドは、主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に実質的な投資を行う。

（中略）

毎月分配クラスと、無分配クラスがある。

（中略）

- ・毎月分配クラス受益証券の保有者に対する分配金額は、分配方針に基づいて管理会社が決定する。あらかじめ一定の額の毎月分配クラス受益証券の保有者に対する分配を約束するものではない。毎月分配クラス受益証券の保有者に対し、分配金が支払われない場合もある。

市場環境、資金動向等によっては、上記の運用が行われない場合がある。

## ファンドの仕組み



## (2) 投資対象

&lt;訂正前&gt;

## (イ) マスターファンドの概要

名称およびクラス	ウエスタン・アセット・オフショア・ファンズ - ウエスタン・アセット・バンクローン（オフショア）ファンド 米ドルクラス / 豪ドルクラス
形態	ケイマン諸島籍ユニット・トラスト 米ドル建てクラス受益証券 / 豪ドル建てクラス受益証券
投資運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に投資することで、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用を行う。</li> <li>豪ドルクラスにおいては、原則として「米ドル売り、豪ドル買い」の為替ヘッジを行う。</li> </ul>

(中略)

米ドルクラス設定日	2013年11月29日
豪ドルクラス設定日	2015年8月7日

## ダイリビューション調整

(中略)

## (ロ) マスターファンド

(中略)

マスターファンドは、ポートフォリオ全体のリスクをコントロールしかつ制限するために策定された、そのほぼすべてがバンクローン等（以下で定義される。）から構成される分散化されたポートフォリオに主に投資することで、投資目的の達成を追求する。バンクローン等には、米国企業または非米国企業が発行する米ドル建てのローン、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡証券（以下「バンクローン」という。）ならびに米国企業または非米国企業が発行する米ドル建ての固定利付証券（バンクローンを除く。）が含まれる。マスターファンドのベンチマーク・インデックス（以下「参照ベンチマーク」という。）は、マスターファンド管理会社が選択し、かつ、随時変更することができる。本書の日付現在、マスターファンドは、参照ベンチマークとして、米ドルクラスについてはS & P / L S T A パフォーマンス・ローン・インデックス（S&P/LSTA Performing Loan Index）を用いており、豪ドルクラスについても同じ指数を参照ベンチマークとする予定である。

通常の市況において、マスターファンドは、その純資産の大部分をバンクローン等に投資することを目指す。バンクローンとは、消費者または事業者が銀行またはその他の営利的貸主から提供を受ける信用供与をいう。バンクローンには、ターム・ローンおよびリボルビング・ローンが含まれ、固定金利または変動金利を支払うことがあり、また優先ローンまたは劣後ローンが含まれることがある。マスターファンドによるバンクローン等への投資は、（売却または譲渡等により）直接または（パーティシペーション等により）間接的に行われる。マスターファンドは、バンクローンに価格が連動する他の証券または商品を購入または売却することにより、バンクローン等に対するエクスポージャーを得ることもできる。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

## (イ) マスターファンドの概要

名称およびクラス	ウエスタン・アセット・オフショア・ファンズ - ウエスタン・アセット・バンクローン（オフショア）ファンド 米ドルクラス
----------	-------------------------------------------------------------------

形態	ケイマン諸島籍ユニット・トラスト 米ドル建てクラス受益証券
投資運用方針	・主として米ドル建ての企業向けバンクローン（貸付債権）に投資することで、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用を行う。
（中略）	
米ドルクラス設定日	2013年11月29日

#### ダイリビューション調整

（中略）

#### （ロ）マスターファンド

（中略）

マスターファンドは、ポートフォリオ全体のリスクをコントロールしかつ制限するために策定された、そのほぼすべてがバンクローン等（以下で定義される。）から構成される分散化されたポートフォリオに主に投資することで、投資目的の達成を追求する。バンクローン等には、米国企業または非米国企業が発行する米ドル建てのローン、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡証券（以下「バンクローン」という。）ならびに米国企業または非米国企業が発行する米ドル建ての固定利付証券（バンクローンを除く。）が含まれる。マスターファンドのベンチマーク・インデックス（以下「参照ベンチマーク」という。）は、マスターファンド管理会社が選択し、かつ、随時変更することができる。本書の日付現在、マスターファンドは、参照ベンチマークとして、米ドルクラスについてはS & P / L S T A パフォーマンス・ローン・インデックス（S&P/LSTA Performing Loan Index）を用いている。

通常の市況において、マスターファンドは、その純資産の大部分をバンクローン等に投資することを目指す。バンクローンとは、消費者または事業者が銀行またはその他の営利的貸主から提供を受ける信用供与をいう。バンクローンには、ターム・ローンおよびリボルビング・ローンが含まれ、固定金利または変動金利を支払うことがあり、また優先ローンまたは劣後ローンが含まれることがある。マスターファンドによるバンクローン等への投資は、（売却または譲渡等により）直接または（パーティシペーション等により）間接的に行われる。マスターファンドは、バンクローンに価格が連動する他の証券または商品を購入または売却することにより、バンクローン等に対するエクスポージャーを得ることもできる。

（後略）

#### （3）運用体制

< 訂正前 >

（前略）

##### 投資顧問会社の運用体制

投資顧問会社は、ファンドの資産の大半をマスターファンドの米ドルクラスまたは豪ドルクラスに投資する。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

##### 投資顧問会社の運用体制

投資顧問会社は、ファンドの資産の大半をマスターファンドの米ドルクラスに投資する。

（後略）

#### （４）分配方針

##### < 訂正前 >

###### 毎月分配クラス受益証券

（前略）

当分配期間に関する分配は、関連する分配日の直前の営業日において、毎月分配クラス受益証券の保有者としてその名称が受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。USバンクローン・オープン（米ドル建）について0.01米ドル未満の端数は四捨五入され、USバンクローン・オープン（豪ドル建）について0.01豪ドル未満の端数は四捨五入される。

分配金は、管理会社の決定に従い、適用ある分配日（同日を含まない。）から6営業日以内に支払われる。ただし、USバンクローン・オープン（豪ドル建）の毎月分配クラス受益証券に関して、当該支払日がオーストラリア営業日に該当しない場合、分配金はオーストラリア営業日である翌営業日に支払われる。

投資者は、毎月分配クラス受益証券に関する分配金の支払が完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配日において分配が宣言されることについて表明または保証されていないことに留意するべきである。

（中略）

日本の投資者については、分配金は、管理会社の決定に従い、適用ある分配日から起算して7営業日目に、日本における販売会社に対して支払われる（以下「分配支払日」という。）。ただし、USバンクローン・オープン（豪ドル建）の毎月分配クラス受益証券に関して、分配支払日がオーストラリア営業日に該当しない場合、分配金はオーストラリア営業日である翌営業日に日本における販売会社に対して支払われる。日本における販売会社は、分配金の着金を確認し、また必要な支払処理を完了し次第、投資者に対して分配金を支払う。

（後略）

##### < 訂正後 >

###### 毎月分配クラス受益証券

（前略）

当分配期間に関する分配は、関連する分配日の直前の営業日において、毎月分配クラス受益証券の保有者としてその名称が受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。0.01米ドル未満の端数は四捨五入される。

分配金は、管理会社の決定に従い、適用ある分配日（同日を含まない。）から6営業日以内に支払われる。

投資者は、毎月分配クラス受益証券に関する分配金の支払が完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配日において分配が宣言されることについて表明または保証されていないことに留意するべきである。

（中略）

日本の投資者については、分配金は、管理会社の決定に従い、適用ある分配日から起算して7営業日目に、日本における販売会社に対して支払われる（以下「分配支払日」という。）。日本における販売会社は、分配金の着金を確認し、また必要な支払処理を完了し次第、投資者に対して分配金を支払う。

（後略）

### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

##### < 訂正前 >

（前略）

< リスク要因のサマリー >

（中略）



## 為替変動リスク

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） &gt;

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、ファンドの関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格が円換算ベースで投資元本を割り込んだ場合には、日本の投資者は、円換算ベースで損失を被ることがある。

政府および金融当局は、適用される為替レートに悪影響を与えうる為替管理を行うことがある（一部の政府および金融当局は、過去に行ったことがある。）。これにより、投資者が受け取る買戻代金または分配金が、想定していたよりも少なくなることがある。近年、一部の通貨の為替レートは変動性が高く、かかる変動性は今後も続くことが予想される。

## &lt; USバンクローン・オープン（豪ドル建） &gt;

マスターファンドの豪ドルクラスに帰属する米ドル建ての保有資産を通じて生じる米ドルに対する為替変動リスクを低減するために、原則として対豪ドルでの為替ヘッジが行われるが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、USバンクローン・オープン（豪ドル建）が、豪ドル（マスターファンド受益証券の通貨）と米ドルの為替変動の影響を受けることがある。また、為替ヘッジを行う際、米ドルの金利が豪ドルの金利よりも高い場合には、米ドルの金利と豪ドルの金利の金利差相当分のヘッジコストがかかる。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が豪ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、ファンドの関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格が円換算ベースで投資元本を割り込んだ場合には、日本の投資者は、円換算ベースで損失を被ることがある。

政府および金融当局は、適用される為替レートに悪影響を与えうる為替管理を行うことがある（一部の政府および金融当局は、過去に行ったことがある。）。これにより、投資者が受け取る買戻代金または分配金が、想定していたよりも少なくなることがある。近年、一部の通貨の為替レートは変動性が高く、かかる変動性は今後も続くことが予想される。

## 分配

（後略）

## &lt; 訂正後 &gt;

（前略）

## &lt; リスク要因のサマリー &gt;

（中略）

## 為替変動リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、ファンドの関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格が円換算ベースで投資元本を割り込んだ場合には、日本の投資者は、円換算ベースで損失を被ることがある。

政府および金融当局は、適用される為替レートに悪影響を与えうる為替管理を行うことがある（一部の政府および金融当局は、過去に行ったことがある。）。これにより、投資者が受け取る買戻代金または分配金が、想定していたよりも少なくなることがある。近年、一部の通貨の為替レートは変動性が高く、かかる変動性は今後も続くことが予想される。

## 分配

（後略）

## (2) リスクに対する管理体制

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

&lt; 参考情報 &gt;

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとして利用されたい。

データの基準日: 2019年7月末日

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金再投資)および年間騰落率の推移

2014年8月～2019年7月

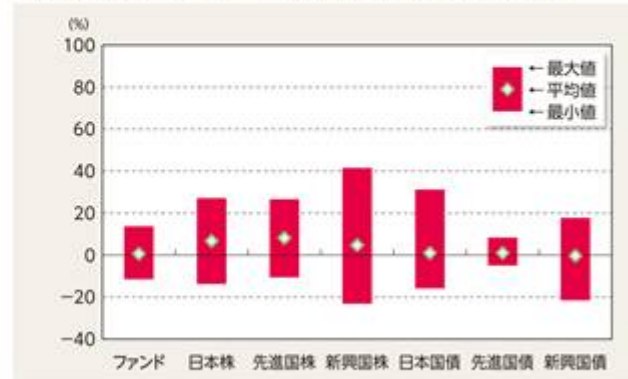
&lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年8月～2019年7月

&lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;

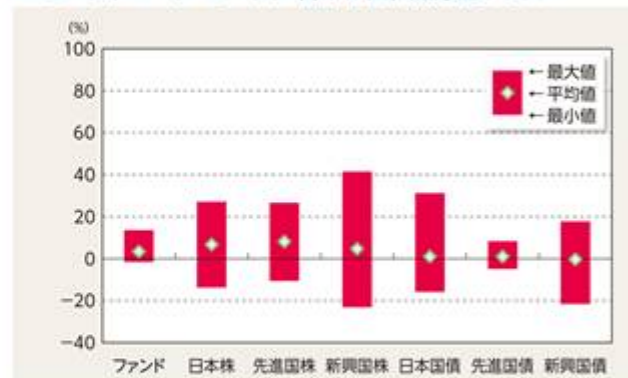


	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	13.7	27.1	26.6	41.5	31.2	8.3	17.7
最小値(%)	-11.5	-13.7	-10.6	-23.1	-15.8	-4.9	-21.5
平均値(%)	0.6	6.7	8.2	4.7	1.0	1.0	-0.3

&lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;



&lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;

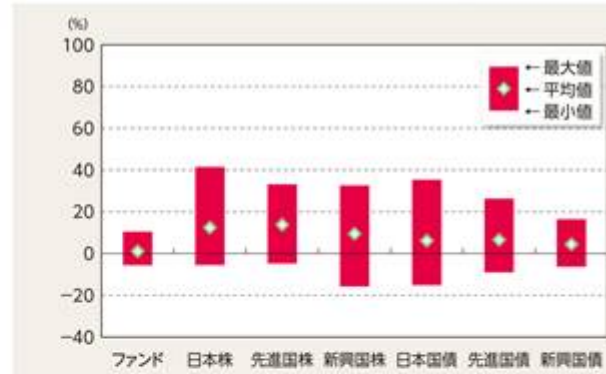


	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	13.6	27.1	26.6	41.5	31.2	8.3	17.7
最小値(%)	-1.5	-13.7	-10.6	-23.1	-15.8	-4.9	-21.5
平均値(%)	3.4	6.7	8.2	4.7	1.0	1.0	-0.3

## &lt;USバンクローン・オープン(豪ドル建) 毎月分配クラス&gt;



## &lt;USバンクローン・オープン(豪ドル建) 毎月分配クラス&gt;

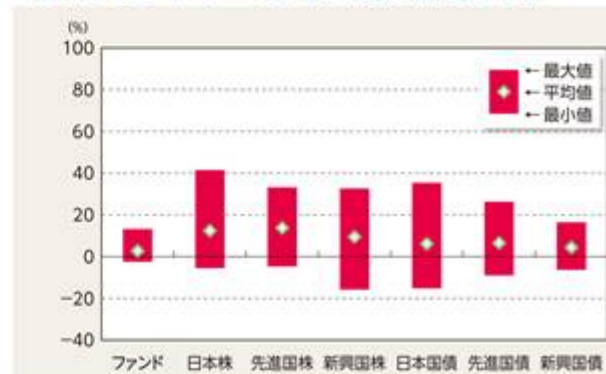


	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	10.5	41.5	33.2	32.7	35.4	26.3	16.4
最小値(%)	-5.6	-5.5	-4.7	-15.8	-15.2	-9.0	-6.3
平均値(%)	1.1	12.4	13.8	9.5	6.2	6.6	4.4

## &lt;USバンクローン・オープン(豪ドル建) 無分配クラス&gt;



## &lt;USバンクローン・オープン(豪ドル建) 無分配クラス&gt;



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	13.2	41.5	33.2	32.7	35.4	26.3	16.4
最小値(%)	-2.4	-5.5	-4.7	-15.8	-15.2	-9.0	-6.3
平均値(%)	2.7	12.4	13.8	9.5	6.2	6.6	4.4

※1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格とは異なることがある。以下同じ。

※毎月分配クラスの年間騰落率は、1口当たり純資産価格(分配金再投資)に基づき計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なることがある。以下同じ。  
無分配クラスの年間騰落率は、1口当たり純資産価格に基づき計算している。以下同じ。

※USバンクローン・オープン(米ドル建)の毎月分配クラスについては、運用開始日が2013年11月27日であるため、1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2014年11月から2019年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものである。

USバンクローン・オープン(米ドル建)の毎月分配クラスおよび無分配クラスについては、運用開始日が2015年8月6日であるため、1口当たり純資産価格または1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、2015年8月から2019年7月の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2016年8月から2019年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものである。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※USバンクローン・オープン(米ドル建)の毎月分配クラスについては2014年11月から2019年7月の、USバンクローン・オープン(米ドル建)の無分配クラスならびにUSバンクローン・オープン(豪ドル建)の毎月分配クラスおよび無分配クラスについては2016年8月から2019年7月の、また、他の代表的な資産クラスについては2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものである。他の代表的な資産クラスについては、後記の各指数を用いて年間騰落率を計算している。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

## USバンクローン・オープン(米ドル建)の毎月分配クラスおよび無分配クラス

日本株… 東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
先進国株… MSCI-KOKUSA指数(配当込)(米ドルベース)  
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)  
日本国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)  
先進国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)  
新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

## USバンクローン・オープン(豪ドル建)の毎月分配クラスおよび無分配クラス

日本株… 東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
先進国株… MSCI-KOKUSA指数(配当込)(豪ドルベース)  
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)  
日本国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)  
先進国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)  
新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算している。



&lt;訂正後&gt;

(前略)

&lt;参考情報&gt;

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとして利用されたい。

データの基準日:2019年7月末日

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金再投資)および年間騰落率の推移

2014年8月~2019年7月

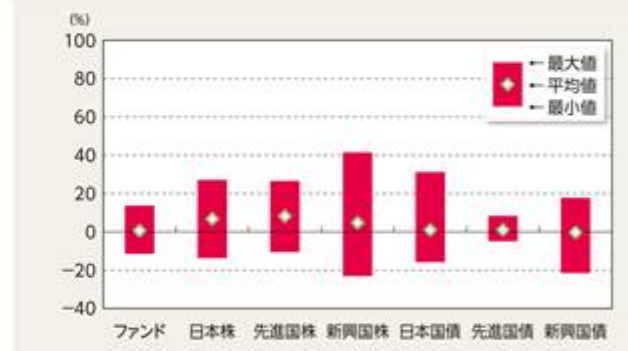
&lt;USバンクロン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年8月~2019年7月

&lt;USバンクロン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	13.7	27.1	26.6	41.5	31.2	8.3	17.7
最小値(%)	-11.5	-13.7	-10.6	-23.1	-15.8	-4.9	-21.5
平均値(%)	0.6	6.7	8.2	4.7	1.0	1.0	-0.3

&lt;USバンクロン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;



&lt;USバンクロン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	13.6	27.1	26.6	41.5	31.2	8.3	17.7
最小値(%)	-1.5	-13.7	-10.6	-23.1	-15.8	-4.9	-21.5
平均値(%)	3.4	6.7	8.2	4.7	1.0	1.0	-0.3

※1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格とは異なることがある。以下同じ。

※毎月分配クラスの年間騰落率は、1口当たり純資産価格(分配金再投資)に基づき計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なることがある。以下同じ。

無分配クラスの年間騰落率は、1口当たり純資産価格に基づき計算している。以下同じ。

※毎月分配クラスについては、運用開始日が2013年11月27日であるため、1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2014年11月から2019年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものである。

無分配クラスについては、運用開始日が2015年8月6日であるため、1口当たり純資産価格は、2015年8月から2019年7月の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2015年8月から2019年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものである。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※毎月分配クラスについては2014年11月から2019年7月の、無分配クラスについては2016年8月から2019年7月の、また、他の代表的な資産クラスについては2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものである。他の代表的な資産クラスについては、後記の各指数を用いて年間騰落率を計算している。

&lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
 先進国株 … MSCI-KOKUSA指数(配当込)(米ドルベース)  
 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)  
 日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)  
 先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)  
 新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

<訂正前>

(前略)

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込口数に応じて、発行価格に以下の手数料率(注)を乗じて得た申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	2.16% (税抜2.0%)
1,000口以上10,000口未満	1.62% (税抜1.5%)
10,000口以上30,000口未満	1.08% (税抜1.0%)
30,000口以上	0.54% (税抜0.5%)

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)に係る2019年6月28日現在の消費税に相当する料率(8%)を加算した料率を表記している。消費税の税率が10%になった場合には、以下のとおりとなる。

1,000口未満...2.20%、1,000口以上1万口未満...1.65%、1万口以上3万口未満...1.10%、  
3万口以上...0.55%

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払う。

<訂正後>

(前略)

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込口数に応じて、発行価格に以下の手数料率(注)を乗じて得た申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	2.20% (税抜2.0%)
1,000口以上10,000口未満	1.65% (税抜1.5%)
10,000口以上30,000口未満	1.10% (税抜1.0%)
30,000口以上	0.55% (税抜0.5%)

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)に係る2020年1月21日現在の消費税に相当する料率(10%)を加算した料率を表記している。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払う。

### (3) 管理報酬等

<訂正前>

各ファンドの資産から支払われる報酬等の見積総額は、各ファンドの設立費用を除いて、各ファンドの純資産価額の年率0.96%程度およびマスターファンドの純資産価額の年率0.535%程度となる。ただし、上記料率では、取引回数または最低額の条件に服する報酬を考慮していない。したがって、各ファンドの資産から実際に支払われる報酬金額は、取引回数および/または資産規模により上記料率を上回ることがある。

受託報酬

受託会社は、各ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%の報酬(ただし、各ファンドに関する年間最低報酬額を15,000米ドルとする。)を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

(中略)

受託会社は、各ファンドのために負担したすべての適切な経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し15,550米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し20,379豪ドルであった。

#### 管理報酬

管理会社は、各ファンドの資産から、純資産価額の年率0.1%の管理報酬を受領する権利を有する。ただし、各受益証券クラスに関し、当該受益証券クラスに帰属する資産から支払われる月間最低報酬額を以下のとおりとする。

- ( ) 当該受益証券クラスの当該月の平均純資産価額が30,000,000米ドル以下の場合、3,000米ドル
- ( ) 当該受益証券クラスの当該月の平均純資産価額が30,000,000米ドル超96,000,000米ドル未満の場合、8,000米ドル

なお、いずれかのファンドの発行済受益証券のクラスが1クラスのみとなった場合、管理会社は、当該ファンドにつき10,000米ドルの月間最低報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

更に、管理会社は、各ファンドの資産から、信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し192,000米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し95,317豪ドルであった。

#### 管理事務代行報酬、副管理事務代行報酬および保管報酬

(中略)

管理事務代行会社は、各受益証券クラスにつき1受益者当たり700米ドルの月次の名義書換事務代行報酬を受領する権利を有する。各取引毎に20米ドルの取引手数料も支払われる。当該報酬は、各ファンドの資産から支払われる。

(中略)

保管会社は、各ファンドの資産から、毎月後払いで支払われる各受益証券クラスにつき月間150米ドルの固定報酬に加えて、各取引毎に15米ドルの取引手数料を受領する権利も有する。

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬(副管理事務代行報酬を含む。)、名義書換事務代行報酬および保管報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し、それぞれ57,850米ドル、18,940米ドルおよび3,600米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し、それぞれ53,018豪ドル、23,120豪ドルおよび4,772豪ドルであった。

#### 投資顧問報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し142,755米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し22,393豪ドルであった。

#### 投資助言報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の投資助言報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し28,551米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し4,479豪ドルであった。

#### 販売会社報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の販売会社報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し685,225米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し107,486豪ドルであった。

代行協会員報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し57,102米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し8,957豪ドルであった。

<訂正後>

ファンドの資産から支払われる報酬等の見積総額は、ファンドの設立費用を除いて、ファンドの純資産価額の年率0.96%程度およびマスターファンドの純資産価額の年率0.535%程度となる。ただし、上記料率では、取引回数または最低額の条件に服する報酬を考慮していない。したがって、ファンドの資産から実際に支払われる報酬金額は、取引回数および/または資産規模により上記料率を上回ることもある。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%の報酬(ただし、ファンドに関する年間最低報酬額を15,000米ドルとする。)を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

(中略)

受託会社は、ファンドのために負担したすべての適切な経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、15,550米ドルであった。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.1%の管理報酬を受領する権利を有する。ただし、各受益証券クラスに関し、当該受益証券クラスに帰属する資産から支払われる月間最低報酬額を以下のとおりとする。

( ) 当該受益証券クラスの当該月の平均純資産価額が30,000,000米ドル以下の場合、3,000米ドル

( ) 当該受益証券クラスの当該月の平均純資産価額が30,000,000米ドル超96,000,000米ドル未満の場合、8,000米ドル

なお、ファンドの発行済受益証券のクラスが1クラスのみとなった場合、管理会社は、10,000米ドルの月間最低報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

更に、管理会社は、ファンドの資産から、信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、192,000米ドルであった。

管理事務代行報酬、副管理事務代行報酬および保管報酬

(中略)

管理事務代行会社は、各受益証券クラスにつき1受益者当たり700米ドルの月次の名義書換事務代行報酬を受領する権利を有する。各取引毎に20米ドルの取引手数料も支払われる。当該報酬は、ファンドの資産から支払われる。

(中略)

保管会社は、ファンドの資産から、毎月後払いで支払われる各受益証券クラスにつき月間150米ドルの固定報酬に加えて、各取引毎に15米ドルの取引手数料を受領する権利も有する。

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬(副管理事務代行報酬を含む。)、名義書換事務代行報酬および保管報酬は、それぞれ57,850米ドル、18,940米ドルおよび3,600米ドルであった。

投資顧問報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、142,755米ドルであった。

投資助言報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の投資助言報酬は、28,551米ドルであった。

販売会社報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の販売会社報酬は、685,225米ドルであった。

代行協会員報酬

(中略)

2018年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、57,102米ドルであった。

#### (4) その他の手数料等

<訂正前>

##### <USバンクローン・オープン(米ドル建)>

ファンドの設定および毎月分配クラス受益証券の募集に関する経費および費用は、管理会社に支払われる設立一時金60,000米ドルを含む約288,000米ドルであった(以下「当初設定費用」という。)。当初設定費用は、ファンドの最初の3会計年度中に償却された。無分配クラス受益証券の当初払込日時点で償却未了の当初設定費用は、無分配クラス受益証券の当初払込日における1口当たり純資産価格に基づき計算されたバランスに応じて両受益証券クラスが負担した。

(中略)

ファンドはまた、(a)ファンドのために実行されるすべての取引、ならびに(b) ( ) 法律顧問および税務顧問ならびに監査人の費用および出費、( ) 仲介手数料(もしあれば)および証券取引に関連して課税される発行または譲渡に対する税金、( ) 副保管会社の報酬および費用、( ) 政府および政府機関に支払うすべての税金および法人としての手数料、( ) 借入利息、( ) 投資者サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかるすべての費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文書ならびに類似書類の作成、印刷、配布およびそれらすべての翻訳にかかるすべての費用、( ) 保険料(もしあれば)、( ) 訴訟および賠償費用および通常の業務以外で発生する臨時の費用、( ) 登録業務の提供、(x) 財務書類の作成および純資産価額の計算、(x) ファンドの構築に関連するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、請求書の送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、(x) 管理会社、受託会社またはその他の業務提供者に対してまたはこれらの者により提供される業務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、(x) 信託証書に基づき、受託会社、監査人、管理会社(およびかかる者により適法に選任される委託先)に対する補償に必要な費用、(x) 信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはその委託先が適切かつ合理的に負担するその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに(x) ファンドの資産から支払われることが信託証書に明記されているその他の報酬、費用および手数料を含む、ファンドの管理に係る費用および出費を負担する。これらの費用は、保管報酬、名義書換事務代行報酬等の信託事務の諸費用、監査費用および弁護士費用ならびに印刷費用を含むが、これらに限定されない。当該費用および出費がトラストの特定のサブ・ファンドに直接的に帰属しない場合、各サブ・ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該費用および出費を負担する。

##### <USバンクローン・オープン(豪ドル建)>

ファンドの設定および受益証券の当初募集に関する経費および費用は、管理会社に支払われる設立一時金60,000米ドルおよび受託会社と管理会社の間で合意される金額の受託会社に支払われる設立一



時金を含む197,413豪ドルであった。かかる経費および費用は、関連する当初払込日から始まるファンドの最初の3会計年度中に償却された。

ファンドはまた、(a) ファンドのために実行されるすべての取引、ならびに(b) ( ) 法律顧問および税務顧問ならびに監査人の費用および出費、( ) 仲介手数料(もしあれば) および証券取引に関連して課税される発行または譲渡に対する税金、( ) 副保管会社の報酬および費用、( ) 政府および政府機関に支払うすべての税金および法人としての手数料、( ) 借入利息、( ) 投資者サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかるすべての費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文書ならびに類似書類の作成、印刷、配布およびそれらすべての翻訳にかかるすべての費用、( ) 保険料(もしあれば)、( ) 訴訟および賠償費用および通常の業務以外で発生する臨時の費用、( ) 登録業務の提供、(x) 財務書類の作成および純資産価額の計算、(x) ファンドの構築に関連するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、請求書の送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、(x) 管理会社、受託会社またはその他の業務提供者に対してまたはこれらの者により提供される業務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、(x) 信託証書に基づき、受託会社、監査人、管理会社(およびかかる者により適法に選任される委託先) に対する補償に必要な費用、(x) 信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはその委託先が適切かつ合理的に負担するその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに(x) ファンドの資産から支払われることが信託証書に明記されているその他の報酬、費用および手数料を含む、ファンドの管理に係る費用および出費を負担する。これらの費用は、保管報酬、名義書換事務代行報酬等の信託事務の諸費用、監査費用および弁護士費用ならびに印刷費用を含むが、これらに限定されない。当該費用および出費がトラストの特定のサブ・ファンドに直接的に帰属しない場合、各サブ・ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該費用および出費を負担する。

トラストの設定に関する費用および経費(以下「トラストの設立費用」という。)は、管理会社に支払われる設立一時金15,000米ドルを含む約60,000米ドルであった。設立費用は、管理会社またはその適式に授權される代理人がその他の方法を適用する旨を決定する場合を除き、トラストの最初のサブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からトラストの最初のサブ・ファンドの第5会計年度末までの期間に償却される。トラストの設立費用は、全額をトラストの最初のサブ・ファンドが負担する。ただし、追加のサブ・ファンドが当該期間中に設定および設立される場合、トラストの未償却設立費用は、新規のサブ・ファンドの開始時に、それぞれの純資産価額に応じて按分してすべてのサブ・ファンドが負担する。

(中略)

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

USバンクローン・オープン(米ドル建)およびUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し、2018年12月31日に終了した会計年度中に償却された設立費用は、なかった。また、2018年12月31日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関し151,564米ドル、またUSバンクローン・オープン(豪ドル建)に関し39,603豪ドルであった。

(後略)

#### <訂正後>

ファンドの設定および毎月分配クラス受益証券の募集に関する経費および費用は、管理会社に支払われる設立一時金60,000米ドルを含む約288,000米ドルであった(以下「当初設定費用」という。)。当初設定費用は、ファンドの最初の3会計年度中に償却された。無分配クラス受益証券の当初払込日時点で償却未了の当初設定費用は、無分配クラス受益証券の当初払込日における1口当たり純資産価格に基づき計算されたバランスに応じて両受益証券クラスが負担した。

(中略)

ファンドはまた、(a) ファンドのために実行されるすべての取引、ならびに(b) ( ) 法律顧問および税務顧問ならびに監査人の費用および出費、( ) 仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連して課税される発行または譲渡に対する税金、( ) 副保管会社の報酬および費用、( ) 政府および政府機関に支払うすべての税金および法人としての手数料、( ) 借入利息、( ) 投資者サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかるすべての費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文書ならびに類似書類の作成、印刷、配布およびそれらすべての翻訳にかかるすべての費用、( ) 保険料（もしあれば）、( ) 訴訟および賠償費用および通常の業務以外で発生する臨時の費用、( ) 登録業務の提供、(x) 財務書類の作成および純資産価額の計算、(x) ファンドの構築に関連するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、請求書の送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、(x) 管理会社、受託会社またはその他の業務提供者に対してまたはこれらの者により提供される業務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、(x) 信託証書に基づき、受託会社、監査人、管理会社（およびかかる者により適法に選任される委託先）に対する補償に必要な費用、(x) 信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはその委託先が適切かつ合理的に負担するその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに(x) ファンドの資産から支払われることが信託証書に明記されているその他の報酬、費用および手数料を含む、ファンドの管理に係る費用および出費を負担する。これらの費用は、保管報酬、名義書換事務代行報酬等の信託事務の諸費用、監査費用および弁護士費用ならびに印刷費用を含むが、これらに限定されない。当該費用および出費がトラストの特定のサブ・ファンドに直接的に帰属しない場合、各サブ・ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該費用および出費を負担する。

トラストの設定に関する費用および経費（以下「トラストの設立費用」という。）は、管理会社に支払われる設立一時金15,000米ドルを含む約60,000米ドルであった。設立費用は、管理会社またはその適式に授權される代理人がその他の方法を適用する旨を決定する場合を除き、トラストの最初のサブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からトラストの最初のサブ・ファンドの第5会計年度末までの期間に償却される。トラストの設立費用は、全額をトラストの最初のサブ・ファンドが負担する。ただし、追加のサブ・ファンドが当該期間中に設定および設立される場合、トラストの未償却設立費用は、新規のサブ・ファンドの開始時に、それぞれの純資産価額に応じて按分してすべてのサブ・ファンドが負担する。

（中略）

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

2018年12月31日に終了した会計年度中に償却された設立費用は、なかった。また、2018年12月31日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、151,564米ドルであった。

（後略）

## 5 運用状況

「5 運用状況」については、以下の内容に原届出書が訂正されます。

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2019年7月末日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	57,614,030	91.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,023,324	8.02

合計(純資産価額)	62,637,354 (約6,805百万円)	100.00
-----------	---------------------------	--------

(注1) 投資比率とは、USバンクローン・オープン(米ドル建)の純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は評価日に計算される。したがって、「5 運用状況」および後記「第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」における数値は、特段の記載のない限り、評価日ベースの数値であり、ファンドの財務書類に記載された会計年度末日または半期末日の数値と一致しないことがある。

(注3) 「5 運用状況」において、米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.64円)による。

## (2) 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

(2019年7月末日現在)

順位	銘柄	国/地域	種類	口数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Western Asset Offshore Funds -Western Asset Bank Loan (Offshore) Fund - USD class	ケイマン 諸島	投資信託	630,834	95.54	60,271,321	91.33	57,614,030	91.98

(注) 投資比率とは、USバンクローン・オープン(米ドル建)の純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、マスターファンドの投資有価証券の主要銘柄である。  
上位30銘柄

(2019年4月末日現在)

順位	銘柄	国/地域	種類	利率 (%)	満期日	額面 (米ドル)	取得価格 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	JANE STREET GROUP LLC JANSTR TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.41	2022/8/25	1,351,043.00	1,348,396.00	1,351,670.00	1.41
2	VFH PARENT LLC VIRT TL 1L USD	米国	バンクローン	6.10	2026/3/1	1,265,000.00	1,264,788.00	1,282,566.00	1.34
3	REGIONALCARE HOSPITAL PRTNRS RGCARE TL 1L USD	米国	バンクローン	7.06	2025/11/16	1,187,025.00	1,180,479.00	1,198,141.00	1.25
4	ASURION LLC ASUCOR TL B7 1L USD	米国	バンクローン	5.58	2024/11/3	1,143,593.00	1,147,415.00	1,149,008.00	1.20
5	CAESARS RESORT COLLECTIO CAERES TL 1L USD	米国	バンクローン	5.36	2024/12/22	1,113,937.00	1,108,801.00	1,119,060.00	1.17
6	CITADEL INVESTMENT GROUP CITDEL TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.13	2026/2/27	1,100,000.00	1,094,500.00	1,108,615.00	1.16
7	REYNOLDS GROUP HOLDINGS REYNOL TL 1L USD	米国	バンクローン	5.31	2023/2/5	1,091,082.00	1,095,087.00	1,095,509.00	1.15
8	CHANGE HEALTHCARE HOLDINGS EM TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.35	2024/3/1	1,081,326.00	1,078,421.00	1,082,545.00	1.13
9	DIGICERT HOLDINGS INC DIGICT TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.59	2024/10/31	1,074,578.00	1,071,396.00	1,077,290.00	1.13
10	BASS PRO GROUP LLC BASSPR TL B 1L USD	米国	バンクローン	7.58	2024/9/25	1,075,484.00	1,068,357.00	1,075,977.00	1.13
11	MPH ACQUISITION HOLDINGS MLTPLN TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.59	2023/6/7	1,060,173.00	1,052,751.00	1,056,351.00	1.11
12	PANTHER BF AGGREGATOR 2 POWSOL TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.08	2026/4/30	1,040,000.00	1,030,620.00	1,044,524.00	1.09
13	HYPERION INSURANCE GROUP HYPINS TL B 1L USD	英国	バンクローン	6.10	2024/12/20	1,018,366.00	1,011,427.00	1,021,078.00	1.07
14	VERSCEND HOLDING CORP VCVHHO TL B 1L USD	米国	バンクローン	7.13	2025/8/27	897,198.00	896,586.00	904,627.00	0.95
15	PROJECT ALPHA INTERMEDIA QLIK TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.81	2024/4/26	890,000.00	881,100.00	893,338.00	0.93
16	IMMUCOR INC BLUD TL 1L USD	米国	バンクローン	7.58	2021/6/15	860,120.00	791,215.00	872,160.00	0.91
17	ALMONDE INC MSYLN TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.13	2024/6/16	870,523.00	866,171.00	869,475.00	0.91
18	ALBERTSON'S LLC ALBLLC TL B6 1L USD	米国	バンクローン	5.60	2023/6/22	860,784.00	868,316.00	863,067.00	0.90
19	INTRAWEST RESORTS HOLDINGS SNOW TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.59	2024/7/31	859,895.00	856,834.00	862,977.00	0.90
20	US ANESTHESIA PARTNERS USANES TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.56	2024/6/23	850,743.00	853,560.00	851,936.00	0.89
21	GARDA WORLD SECURITY CORP GWCN TL B 1L USD	カナダ	バンクローン	6.12	2024/5/26	839,182.00	837,497.00	847,954.00	0.89
22	RADNET MANAGEMENT INC RDNT TL B1 1L USD	米国	バンクローン	6.32	2023/7/1	837,565.00	836,336.00	841,950.00	0.88
23	ANCESTRY.COM OPERATIONS INC ACOM TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.87	2023/10/19	831,976.00	829,238.00	835,228.00	0.87
24	MCAFFEE LLC MCAFFEE TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.33	2024/9/29	825,500.00	828,110.00	832,321.00	0.87
25	CWGS GROUP LLC CWGSGR TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.34	2023/11/8	886,212.00	885,428.00	826,762.00	0.87
26	ENDO INTERNATIONAL PLC ENDP TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.83	2024/4/27	826,533.00	822,430.00	821,512.00	0.86
27	UNIVISION COMMUNICATIONS UVN TL C5 1L USD	米国	バンクローン	5.38	2024/3/15	842,697.00	830,083.00	812,667.00	0.85
28	GREENHILL & CO INC GHL TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.85	2024/4/12	810,000.00	807,300.00	812,474.00	0.85
29	GOODRX INC GOODRI TL 1L USD	米国	バンクローン	5.60	2025/10/12	808,922.00	807,517.00	811,891.00	0.85
30	TANK HOLDING CORP TANKHL TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.60	2026/3/26	800,000.00	798,975.00	809,687.00	0.85

(注) 投資比率とは、マスターファンドの純資産価額に対する当該銘柄の時価の比率をいう。

## 上位10銘柄

(2019年7月末日現在)

順位	銘柄	国/地域	種類	利率 (%)	満期日	額面 (米ドル)	取得価格 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	CITADEL INVESTMENT GROUP CITDEL TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.03	2026 / 2 / 27	1,096,925.00	1,091,926.65	1,105,326.67	1.52
2	BASS PRO GROUP LLC BASSPR TL B 1L USD	米国	バンクローン	7.26	2024 / 9 / 25	1,142,576.99	1,134,246.35	1,084,249.53	1.49
3	DIGICERT HOLDINGS INC DIGICT TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.32	2024 / 10 / 31	961,551.48	957,959.42	963,069.95	1.32
4	JANE STREET GROUP LLC JANSTR TL B 1L USD	米国	バンクローン	5.30	2022 / 8 / 25	937,648.03	935,303.91	934,718.80	1.29
5	REGIONALCARE HOSPITAL PRTRNS RGCARE TL 1L USD	米国	バンクローン	7.02	2025 / 11 / 16	904,050.00	900,320.31	910,919.20	1.25
6	VERSCEND HOLDING CORP VCVHHO TL B 1L USD	米国	バンクローン	7.03	2025 / 8 / 27	894,943.72	894,333.24	900,697.37	1.24
7	GARDA WORLD SECURITY CORP GWCN TL B 1L USD	カナダ	バンクローン	6.00	2024 / 5 / 26	884,783.86	882,333.63	895,639.29	1.23
8	PROJECT ALPHA INTERMEDIA QLIK TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.46	2024 / 4 / 26	890,000.00	881,100.00	893,498.39	1.23
9	ENDO INTERNATIONAL PLC ENDP TL B 1L USD	米国	バンクローン	6.52	2024 / 4 / 27	954,430.08	943,187.29	867,987.88	1.19
10	SECURUS TECHNOLOGIES HLDS SECRUS TL 1L USD	米国	バンクローン	7.03	2024 / 11 / 1	938,898.05	930,163.08	867,495.27	1.19

(注) 投資比率とは、マスターファンドの純資産価額に対する当該銘柄の時価の比率をいう。

## 投資不動産物件

該当事項なし。(2019年7月末日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(2019年7月末日現在)

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

&lt; USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス受益証券 &gt;

下記会計年度末および2018年5月末日から2019年7月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2014年12月末日)	119,151,181.61	12,944,584	96.29	10,461
第2会計年度末 (2015年12月末日)	82,972,376.15	9,014,119	85.23	9,259
第3会計年度末 (2016年12月末日)	80,858,006.23	8,784,414	88.80	9,647
第4会計年度末 (2017年12月末日)	77,688,105.95	8,440,036	87.62	9,519
第5会計年度末 (2018年12月末日)	56,428,164.27	6,130,356	83.17	9,036
2018年5月末日	67,907,351.06	7,377,455	87.34	9,489
6月末日	67,365,611.57	7,318,600	87.14	9,467
7月末日	63,593,858.39	6,908,837	87.46	9,502
8月末日	60,576,546.36	6,581,036	87.45	9,501
9月末日	60,490,332.49	6,571,670	87.44	9,499
10月末日	59,555,142.81	6,470,071	86.77	9,427
11月末日	58,730,196.26	6,380,449	85.65	9,305
12月末日	56,428,164.27	6,130,356	83.17	9,036
2019年1月末日	57,429,759.71	6,239,169	84.77	9,209
2月末日	56,123,252.94	6,097,230	85.51	9,290
3月末日	52,743,701.26	5,730,076	84.91	9,225
4月末日	45,639,995.63	4,958,329	85.88	9,330
5月末日	35,519,572.04	3,858,846	85.63	9,303
6月末日	35,411,173.98	3,847,070	85.37	9,275
7月末日	34,677,691.83	3,767,384	85.46	9,284

## &lt; USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス受益証券 &gt;

下記会計年度末および2018年5月末日から2019年7月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第2会計年度末 (2015年12月末日)	25,611,183.66	2,782,399	92.33	10,031
第3会計年度末 (2016年12月末日)	31,194,617.07	3,388,983	100.15	10,880
第4会計年度末 (2017年12月末日)	52,200,367.62	5,671,048	102.16	11,099
第5会計年度末 (2018年12月末日)	30,452,304.61	3,308,338	100.61	10,930
2018年5月末日	53,962,924.48	5,862,532	103.28	11,220
6月末日	53,888,142.58	5,854,408	103.35	11,228
7月末日	54,097,046.38	5,877,103	104.05	11,304
8月末日	54,014,090.27	5,868,091	104.38	11,340
9月末日	53,511,144.62	5,813,451	104.71	11,376
10月末日	31,558,599.92	3,428,526	104.26	11,327
11月末日	31,178,522.32	3,387,235	103.26	11,218
12月末日	30,452,304.61	3,308,338	100.61	10,930
2019年1月末日	30,936,652.75	3,360,958	102.89	11,178
2月末日	31,171,772.85	3,386,501	104.16	11,316
3月末日	30,021,529.76	3,261,539	103.79	11,276
4月末日	30,313,527.92	3,293,262	105.31	11,441
5月末日	29,416,657.82	3,195,826	105.38	11,448
6月末日	29,228,319.21	3,175,365	105.46	11,457
7月末日	27,959,662.42	3,037,538	105.99	11,515

## 分配の推移

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 毎月分配クラス受益証券 &gt;

下記会計年度および2018年5月末日から2019年7月末日までの期間における各月の分配の推移は、以下のとおりである。

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2013年11月27日～ 2014年12月末日)	2.95	320
第2会計年度 (2015年1月1日～ 2015年12月末日)	3.65	397
第3会計年度 (2016年1月1日～ 2016年12月末日)	3.53	383
第4会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月末日)	3.13	340
第5会計年度 (2018年1月1日～ 2018年12月末日)	3.27	355
2018年5月	0.27	29
6月	0.27	29
7月	0.27	29
8月	0.29	32
9月	0.29	32
10月	0.29	32
11月	0.30	33
12月	0.30	33
2019年1月	0.30	33
2月	0.31	34
3月	0.31	34
4月	0.31	34
5月	0.32	35
6月	0.32	35
7月	0.32	35
直近1年間の累計 (2018年8月1日～ 2019年7月末日)	3.66	398
設定来累計 (2013年11月27日～ 2019年7月末日)	18.72	2,034



## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 無分配クラス受益証券 &gt;

該当事項なし。

## 収益率の推移

下記会計年度の収益率の推移は、以下のとおりである。

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 毎月分配クラス受益証券 &gt;

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 （2013年11月27日～2014年12月末日）	- 0.76%
第2会計年度 （2015年1月1日～2015年12月末日）	- 7.70%
第3会計年度 （2016年1月1日～2016年12月末日）	8.33%
第4会計年度 （2017年1月1日～2017年12月末日）	2.20%
第5会計年度 （2018年1月1日～2018年12月末日）	- 1.35%

（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の営業日現在の1口当たり純資産価格（ただし、第1会計年度については1口当たり当初発行価格（100米ドル））

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 無分配クラス受益証券 &gt;

会計年度	収益率（注）
第2会計年度 （2015年8月6日～2015年12月末日）	- 7.67%
第3会計年度 （2016年1月1日～2016年12月末日）	8.47%
第4会計年度 （2017年1月1日～2017年12月末日）	2.01%
第5会計年度 （2018年1月1日～2018年12月末日）	- 1.52%

（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の営業日現在の1口当たり純資産価格（ただし、第2会計年度については1口当たり当初発行価格（100米ドル））

2019年7月末日までの1年間における収益率は、以下のとおりである。

<USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス受益証券>

期間	収益率(注)
2018年8月1日～2019年7月末日	1.90%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2019年7月末日の1口当たり純資産価格(当該期間中の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 2018年7月末日の1口当たり純資産価格

以下同じ。

<USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス受益証券>

期間	収益率
2018年8月1日～2019年7月末日	1.86%

## &lt; 参考情報 &gt;

データの基準日: 2019年7月末日

## 純資産価額および1口当たり純資産価格の推移

## &lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;

運用開始日(2013年11月27日)～2019年7月末日



(注) 1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格とは異なることがある。

## &lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;

運用開始日(2015年8月6日)～2019年7月末日



## 分配の推移(課税前)

(注) 分配金は1口当たりである。

## &lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;

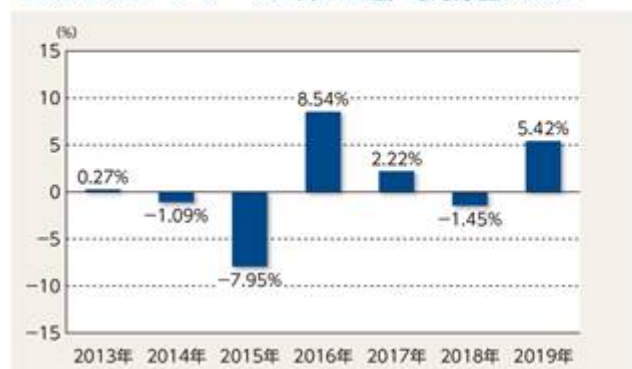
第1会計年度	2.95米ドル
第2会計年度	3.65米ドル
第3会計年度	3.53米ドル
第4会計年度	3.13米ドル
第5会計年度	3.27米ドル
2019年3月	0.31米ドル
2019年4月	0.31米ドル
2019年5月	0.32米ドル
2019年6月	0.32米ドル
2019年7月	0.32米ドル
直近1年間累計 (2018年8月1日～2019年7月末日)	3.66米ドル
設定来累計 (2013年11月27日～2019年7月末日)	18.72米ドル

## &lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;

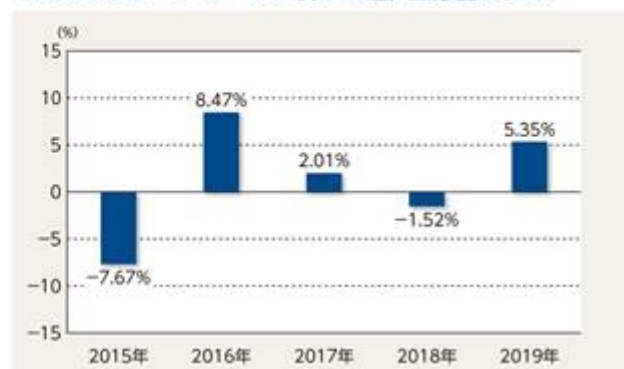
該当事項はない。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

&lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 毎月分配クラス&gt;



&lt;USバンクローン・オープン(米ドル建) 無分配クラス&gt;



(注1)毎月分配クラスに関する収益率(%)=  $100 \times (a-b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配金再投資)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配金再投資)

(注2)無分配クラスに関する収益率(%)=  $100 \times (a-b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格

※毎月分配クラスに関し、2013年については運用開始日(2013年11月27日)から年末までの収益率(b=当初発行価格(100米ドル))、また2019年については年初から2019年7月末日までの収益率を表示している。

無分配クラスに関し、2015年については運用開始日(2015年8月6日)から年末までの収益率(b=当初発行価格(100米ドル))、また2019年については年初から2019年7月末日までの収益率を表示している。

※分配金に対する課税は考慮されていない。

※ファンドにはベンチマークはない。

掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではない。

## (4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 毎月分配クラス受益証券 &gt;

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,530,946 (1,530,946)	293,570 (293,570)	1,237,376 (1,237,376)
第2会計年度	197,729 (197,729)	461,548 (461,548)	973,557 (973,557)
第3会計年度	130,680 (130,680)	193,711 (193,711)	910,526 (910,526)
第4会計年度	72,514 (72,514)	96,427 (96,427)	886,613 (886,613)
第5会計年度	2,100 (2,100)	210,248 (210,248)	678,465 (678,465)

(注1) ( )内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含む。

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 無分配クラス受益証券 &gt;

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	277,373 (277,373)	0 (0)	277,373 (277,373)
第3会計年度	77,325 (77,325)	43,230 (43,230)	311,468 (311,468)
第4会計年度	210,724 (210,724)	11,205 (11,205)	510,987 (510,987)
第5会計年度	36,140 (36,140)	244,461 (244,461)	302,666 (302,666)

(注) 第2会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含む。

2019年7月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 毎月分配クラス受益証券 &gt;

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,100 (2,100)	323,462 (323,462)	405,780 (405,780)

## &lt; USバンクローン・オープン（米ドル建） 無分配クラス受益証券 &gt;

販売口数	買戻口数	発行済口数
1,070 (1,070)	257,188 (257,188)	263,806 (263,806)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売

< 訂正前 >

（前略）

#### 手続

##### < USバンクローン・オープン（米ドル建） >

受益証券は、各取引日に適用される申込価格で申し込むことができる。受益証券の申込者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元および申込代金の資金源を証明する補完資料を添付する。）を関連する取引日の午後4時（東京時間）または特定の場合において管理会社が決定するそれ以外の時間までに副管理事務代行会社が受領するように送付しなければならない。当該日時以後に受領した申込みは、翌取引日または特定の場合において管理会社が決定するそれ以外の日時に繰り越される。決済可能な資金は当該取引日の後（当該取引日を含まない。）4営業日目までにファンドの口座に入金されなければならない。

##### < USバンクローン・オープン（豪ドル建） >

受益証券は、各取引日に適用される申込価格で申し込むことができる。受益証券の申込者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元および申込代金の資金源を証明する補完資料を添付する。）を関連する取引日の午後4時（東京時間）または特定の場合において管理会社が決定するそれ以外の時間までに副管理事務代行会社が受領するように送付しなければならない。当該日時以後に受領した申込みは、翌取引日または特定の場合において管理会社が決定するそれ以外の日時に繰り越される。決済可能な資金は当該取引日の後（当該取引日を含まない。）4営業日目までにファンドの口座に入金されなければならない。決済可能な資金の受領日がオーストラリア営業日でない場合には、決済可能な資金は、オーストラリア営業日である翌営業日に受領されなければならない。

買付申込書はファクシミリにより送付することができるが、その後副管理事務代行会社宛に原本が郵送されなければならない。既存の受益者が追加の受益証券を申し込む場合、追加申込みに関する申込書の原本は要求されない。投資者は、管理会社、受託会社、日本における販売会社、管理事務代行会社または副管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリにより送付された買付申込書の不受領または判読不能により生じる一切の損失、または正当に授權された者により行われたと誠実に信じられた指示の結果行われた行為に関し発生する損失について、いかなる責任も負わないことを認識すべきである。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

#### 手続

受益証券は、各取引日に適用される申込価格で申し込むことができる。受益証券の申込者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元および申込代金の資金源を証明する補完資料を添付する。）を関連する取引日の午後4時（東京時間）または特定の場合において管理会社が決定するそれ以外の時間までに副管理事務代行会社が受領するように送付しなければならない。当該日時以後に受領した申込みは、翌取引日または特定の場合において管理会社が決定するそれ以外の日時に繰り越される。決済可能な資金は当該取引日の後（当該取引日を含まない。）4営業日目までにファンドの口座に入金されなければならない。

買付申込書はファクシミリにより送付することができるが、その後副管理事務代行会社宛に原本が郵送されなければならない。既存の受益者が追加の受益証券を申し込む場合、追加申込みに関する申込書の原本は要求されない。投資者は、管理会社、受託会社、日本における販売会社、管理事務代行

会社または副管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリにより送付された買付申込書の不受領または判読不能により生じる一切の損失、または正当に授權された者により行われたと誠実に信じられた指示の結果行われた行為に関し発生する損失について、いかなる責任も負わないことを認識すべきである。

（後略）

## （2）日本における販売

< 訂正前 >

（前略）

受益証券の取得申込みにあたっては、申込口数に応じて、発行価格に以下の手数料率を乗じて得た申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	2.16%（税抜2.0%）
1,000口以上10,000口未満	1.62%（税抜1.5%）
10,000口以上30,000口未満	1.08%（税抜1.0%）
30,000口以上	0.54%（税抜0.5%）

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る2019年6月28日現在の消費税に相当する料率（8%）を加算した料率を表記している。消費税の税率が10%になった場合には、以下のとおりとなる。

1,000口未満...2.20%、1,000口以上1万口未満...1.65%、1万口以上3万口未満...1.10%、  
3万口以上...0.55%

ただし、管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、USバンクローン・オープン（米ドル建）については米ドル貨または円貨、USバンクローン・オープン（豪ドル建）については豪ドル貨または円貨によるものとする。円貨で支払われた場合における米ドル貨または豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

受益証券の取得申込みにあたっては、申込口数に応じて、発行価格に以下の手数料率を乗じて得た申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	2.20%（税抜2.0%）
1,000口以上10,000口未満	1.65%（税抜1.5%）
10,000口以上30,000口未満	1.10%（税抜1.0%）
30,000口以上	0.55%（税抜0.5%）

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る2020年1月21日現在の消費税に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。

ただし、管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、米ドル貨または円貨によるもの

とする。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)

(後略)

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し

<訂正前>

(前略)

#### 決済

本書の記載に従い、また、記入済みの買戻し通知および前記のとおり必要なその他の情報が副管理事務代行会社に受領されることを条件として、買戻し代金は、原則として、関連する買戻し日から(当該買戻し日を含まない。)4営業日以内またはそれ以後実務上可能な限り速やかに支払われる(以下「買戻し代金支払日」という。)。ただし、USバンクローン・オープン(豪ドル建)に関して、買戻し代金支払日がオーストラリア営業日に該当しない場合、買戻し代金はオーストラリア営業日である翌営業日に支払われる。買戻し代金は、受益証券の買戻し請求を行う登録受益者の銀行口座宛てに直接、USバンクローン・オープン(米ドル建)に関しては米ドル貨で、USバンクローン・オープン(豪ドル建)に関しては豪ドル貨で送金され、第三者に対する支払は認められない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### 決済

本書の記載に従い、また、記入済みの買戻し通知および前記のとおり必要なその他の情報が副管理事務代行会社に受領されることを条件として、買戻し代金は、原則として、関連する買戻し日から(当該買戻し日を含まない。)4営業日以内またはそれ以後実務上可能な限り速やかに支払われる(以下「買戻し代金支払日」という。)。買戻し代金は、受益証券の買戻し請求を行う登録受益者の銀行口座宛てに直接、米ドル貨で送金され、第三者に対する支払は認められない。

(後略)

### (2) 日本における買戻し

<訂正前>

(前略)

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に従い、USバンクローン・オープン(米ドル建)については米ドル貨または円貨、USバンクローン・オープン(豪ドル建)については豪ドル貨または円貨により、国内約定日から起算して4国内営業日目以降に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。円貨で支払われる場合における米ドル貨または豪ドル貨からの換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に従い、米ドル貨または円貨により、国内約定日から起算して4国内営業日目以降に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。円貨で支払われる場合における米ドル貨からの換算は、国内約定日における東京外国為替市場の



外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする  
(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)

(後略)

## 4 資産管理等の概要

### (1) 資産の評価

<訂正前>

#### 純資産価格の計算

副管理事務代行会社は、信託証書に記載され、また本書において詳述される原則に従い、各評価日の評価時点における純資産価額を計算する。ファンドの純資産価額は、副管理事務代行会社の事務所で入手可能である。原則として、各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、関連する評価日の2国内営業日後の日の午前8時(東京時間)までに、受益者により入手可能となる。各ファンドの各受益証券クラスにつき、初回の評価日は当該受益証券クラスに関する当初払込日である。

ファンドの純資産価額は、信託証書に記載された原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点において、ファンドの通貨(米ドルまたは豪ドル)建てで計算される。

ファンドの通貨(米ドルまたは豪ドル)建てのファンドの純資産価額は、ファンドの資産総額を確定し、そこからファンドの負債総額を控除することにより計算される。ファンドの発行済受益証券のクラスが一つのみである場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額をファンドの発行済受益証券口数で除することにより計算され、管理会社が受託会社と協議の上で決定する方法により端数処理される。

(後略)

<訂正後>

#### 純資産価格の計算

副管理事務代行会社は、信託証書に記載され、また本書において詳述される原則に従い、各評価日の評価時点における純資産価額を計算する。ファンドの純資産価額は、副管理事務代行会社の事務所で入手可能である。原則として、各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、関連する評価日の2国内営業日後の日の午前8時(東京時間)までに、受益者により入手可能となる。ファンドの各受益証券クラスにつき、初回の評価日は当該受益証券クラスに関する当初払込日である。

ファンドの純資産価額は、信託証書に記載された原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点において、ファンドの通貨(米ドル)建てで計算される。

ファンドの通貨(米ドル)建てのファンドの純資産価額は、ファンドの資産総額を確定し、そこからファンドの負債総額を控除することにより計算される。ファンドの発行済受益証券のクラスが一つのみである場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額をファンドの発行済受益証券口数で除することにより計算され、管理会社が受託会社と協議の上で決定する方法により端数処理される。

(後略)

### (3) 信託期間

<訂正前>

各ファンドの各受益証券クラスは、当該クラスに関する当初払込日からそれぞれ運用を開始しており、いずれの受益証券クラスも償還日(すなわち、2023年12月31日または管理会社および受託会社が合意するその他の日)に終了する。ただし、後記「(5)その他 ファンドの解散および受益証券クラスの全受益証券の強制買戻し」に定めるいずれかの場合、ファンドが償還日より前に終了することがあり、また、受益証券クラスのすべての受益証券が強制的に買い戻されることがある。

## &lt; 訂正後 &gt;

ファンドの各受益証券クラスは、当該クラスに関する当初払込日からそれぞれ運用を開始しており、いずれの受益証券クラスも償還日（すなわち、2023年12月31日または管理会社および受託会社が合意するその他の日）に終了する。ただし、後記「（5）その他 ファンドの解散および受益証券クラスの全受益証券の強制買戻し」に定めるいずれかの場合、ファンドが償還日より前に終了することがあり、また、受益証券クラスのすべての受益証券が強制的に買い戻されることがある。

## （4）計算期間

## &lt; 訂正前 &gt;

ファンドの決算期は毎年12月31日である。USバンクローン・オープン（豪ドル建）の最初の会計年度は、2015年12月31日に終了した期間である。

## &lt; 訂正後 &gt;

ファンドの決算期は毎年12月31日である。

## （5）その他

## &lt; 訂正前 &gt;

ファンドの解散および受益証券クラスの全受益証券の強制買戻し

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了する。

（イ）ファンドの存続またはその他の法域への移転が違法となり、または、受託会社の意見によれば、実行不可能もしくは不適切であるか、もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

（中略）

また、関連する当初払込日から6か月目にあたる日以降のいずれかの評価日において、USバンクローン・オープン（米ドル建）のいずれかの受益証券クラスに帰属する純資産価額が10,000,000米ドルを下回り、またはUSバンクローン・オープン（豪ドル建）のいずれかの受益証券クラスに帰属する純資産価額が10,000,000豪ドル相当額を下回り、かつ当該日またはそれ以降に、当該受益証券クラスのすべての受益証券を強制的に買い戻すべきであると判断した旨を管理会社が書面により受託会社に対して通知した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、当該受益証券クラスのすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

（後略）

## &lt; 訂正後 &gt;

ファンドの解散および受益証券クラスの全受益証券の強制買戻し

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了する。

（イ）ファンドの存続もしくはその他の法域への移転が違法となり、または、受託会社もしくは管理会社の意見によれば、実行不可能もしくは不適切であるか、もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

（中略）

また、関連する当初払込日から6か月目にあたる日以降のいずれかの評価日において、いずれかの受益証券クラスに帰属する純資産価額が10,000,000米ドルを下回り、かつ当該日またはそれ以降に、当該受益証券クラスのすべての受益証券を強制的に買い戻すべきであると判断した旨を管理会社が書面により受託会社に対して通知した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、当該受益証券クラスのすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

（後略）

### 第3 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

(A) みずほ・ケイマン・トラスト - USバンクローン・オープン（米ドル建）

<訂正前>

a . USバンクローン・オープン（米ドル建）（以下、本「(A) みずほ・ケイマン・トラスト USバンクローン・オープン（米ドル建）」において「ファンド」という。）の最近2会計年度の日本語の財務書類は、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

<訂正後>

a . USバンクローン・オープン（米ドル建）の最近2会計年度の日本語の財務書類は、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

(B) みずほ・ケイマン・トラスト - USバンクローン・オープン（豪ドル建）

「(B) みずほ・ケイマン・トラスト - USバンクローン・オープン（豪ドル建）」については、原届出書の記載を全体として削除します。

## 中間財務書類

( A ) みずほ・ケイマン・トラスト - U S バンクローン・オープン ( 米ドル建 )

< 訂正前 >

a . U S バンクローン・オープン ( 米ドル建 ) ( 以下、本「 ( A ) みずほ・ケイマン・トラスト - U S バンクローン・オープン ( 米ドル建 ) 」において「ファンド」という。 ) の日本文の中間財務書類は、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文 ( 英文 ) の中間財務書類を翻訳したものである ( ただし、円換算部分を除く。 ) 。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」 ( 平成 5 年大蔵省令第 22 号。その後の改正を含む。 ) に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 ( 昭和 52 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。 ) 第 76 条第 4 項ただし書の規定の適用によるものである。

( 後略 )

< 訂正後 >

a . U S バンクローン・オープン ( 米ドル建 ) の日本文の中間財務書類は、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文 ( 英文 ) の中間財務書類を翻訳したものである ( ただし、円換算部分を除く。 ) 。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」 ( 平成 5 年大蔵省令第 22 号。その後の改正を含む。 ) に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 ( 昭和 52 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。 ) 第 76 条第 4 項ただし書の規定の適用によるものである。

( 後略 )

( B ) みずほ・ケイマン・トラスト - U S バンクローン・オープン ( 豪ドル建 )

「 ( B ) みずほ・ケイマン・トラスト - U S バンクローン・オープン ( 豪ドル建 ) 」については、原届出書の記載を全体として削除します。

## 2 ファンドの現況

&lt;訂正前&gt;

純資産額計算書

&lt;USバンクローン・オープン（米ドル建）&gt;

（2019年4月末日現在）

		米ドル (を除く。)	円 (を除く。)
資産総額		76,399,975.34	8,545,337,242
負債総額		446,451.79	49,935,633
純資産価額（ - ）		75,953,523.55	8,495,401,609
	毎月分配クラス受益証券	45,639,995.63	5,104,833,511
	無分配クラス受益証券	30,313,527.92	3,390,568,098
発行済口数	毎月分配クラス受益証券	531,465口	
	無分配クラス受益証券	287,856口	
1口当たり純資産価格 ( / )	毎月分配クラス受益証券	85.88	9,606
	無分配クラス受益証券	105.31	11,779

&lt;USバンクローン・オープン（豪ドル建）&gt;

（2019年4月末日現在）

		豪ドル (を除く。)	円 (を除く。)
資産総額		14,126,983.60	1,107,696,784
負債総額		95,410.93	7,481,171
純資産価額（ - ）		14,031,572.67	1,100,215,613
	毎月分配クラス受益証券	5,604,479.74	439,447,256
	無分配クラス受益証券	8,427,092.93	660,768,357
発行済口数	毎月分配クラス受益証券	69,535口	
	無分配クラス受益証券	82,577口	
1口当たり純資産価格 ( / )	毎月分配クラス受益証券	80.60	6,320
	無分配クラス受益証券	102.05	8,002

&lt; 訂正後 &gt;

## 純資産額計算書

(2019年4月末日現在)

		米ドル (を除く。)	円 (を除く。)
資産総額		76,399,975.34	8,545,337,242
負債総額		446,451.79	49,935,633
純資産価額 ( - )		75,953,523.55	8,495,401,609
	毎月分配クラス受益証券	45,639,995.63	5,104,833,511
	無分配クラス受益証券	30,313,527.92	3,390,568,098
発行済口数	毎月分配クラス受益証券	531,465口	
	無分配クラス受益証券	287,856口	
1口当たり純資産価格 ( / )	毎月分配クラス受益証券	85.88	9,606
	無分配クラス受益証券	105.31	11,779

別紙

## 定義

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

「買付申込書」

管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書の様式をいう。

「豪ドル」

オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

「オーストラリア営業日」

メルボルンおよびシドニーにおける銀行の営業日（土曜日もしくは日曜日を除く。）ならびに、または管理会社はその絶対的裁量により定めるその他の日をいう。

「監査人」

ケーピーエムジーをいう。

(中略)

「分配日」

毎月9日（もしくは、かかる日が営業日でない場合には、翌営業日）（ただし、USバンクローン・オープン（豪ドル建）の毎月分配クラス受益証券に関しては、2015年9月9日以降の日とする。）または管理会社が毎月分配クラス受益証券に関して随時定めるその他の日をいう。

「分配期間」	<p>毎月分配クラス受益証券について、直前の分配日の翌日（ただし、<u>USバンクローン・オープン（豪ドル建）の毎月分配クラス受益証券の第1分配期間</u>に関しては、<u>当該クラスの当初払込日とする。</u>）から開始し、分配日（同日を含む。）に終了する期間をいう。</p> <p>（中略）</p>
「当初払込日」または「設定日」	<p><u>USバンクローン・オープン（米ドル建）の毎月分配クラス受益証券</u>については2013年11月27日、<u>ならびにUSバンクローン・オープン（米ドル建）の無分配クラス受益証券およびUSバンクローン・オープン（豪ドル建）の受益証券</u>については2015年8月6日、または管理会社がその絶対的裁量により決定するその他の日をいう。</p> <p>（中略）</p>
「毎月分配クラス受益証券」	<p><u>USバンクローン・オープン（米ドル建）</u>については米ドル建ての受益証券、<u>USバンクローン・オープン（豪ドル建）</u>については豪ドル建ての受益証券であり、毎月分配クラス受益証券として指定されるものをいう。</p> <p>（中略）</p>
「1口当たり純資産価格」	<p>各クラス受益証券に帰属する純資産価額を評価日における当該受益証券クラスの発行済受益証券口数で除し、<u>USバンクローン・オープン（米ドル建）</u>については1米ドル・セント未満を、<u>USバンクローン・オープン（豪ドル建）</u>については1豪ドル・セント未満を四捨五入した金額をいう。</p>
「無分配クラス受益証券」	<p><u>USバンクローン・オープン（米ドル建）</u>については米ドル建ての受益証券、<u>USバンクローン・オープン（豪ドル建）</u>については豪ドル建ての受益証券であり、無分配クラス受益証券として指定されるものをいう。</p> <p>（中略）</p>
「ファンド」	<p>受託会社および管理会社によって締結された信託証書および信託証書補遺（改正済）により設立された、トラストのサブ・ファンドである<u>USバンクローン・オープン（米ドル建）</u>（2015年7月1日付で「<u>USバンクローン・オープン</u>」から変更された。）および/または<u>USバンクローン・オープン（豪ドル建）</u>をいう。</p> <p>（中略）</p>
「受益証券販売・買戻契約」	<p>管理会社と日本における販売会社の間で、<u>USバンクローン・オープン（米ドル建）の毎月分配クラス受益証券</u>につき2013年10月15日に締結された受益証券販売・買戻契約および<u>USバンクローン・オープン（米ドル建）の無分配クラス受益証券</u>につき2015年6月25日に締結された受益証券販売・買戻契約、<u>ならびにUSバンクローン・オープン（豪ドル建）</u>につき2015年6月25日に締結された受益証券販売・買戻契約（それぞれ、随時変更、補足または改訂される。）をいう。</p> <p>（後略）</p>

< 訂正後 >

（前略）

「買付申込書」 管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書の様式をいう。

「監査人」 ケーピーエムジーをいう。

（中略）

「分配日」 毎月9日（もしくは、かかる日が営業日でない場合には、翌営業日）または管理会社が毎月分配クラス受益証券に関して随時定めるその他の日をいう。

「分配期間」 毎月分配クラス受益証券について、直前の分配日の翌日から開始し、分配日（同日を含む。）に終了する期間をいう。

（中略）

「当初払込日」または「設定日」 毎月分配クラス受益証券については2013年11月27日、無分配クラス受益証券については2015年8月6日、または管理会社がその絶対的裁量により決定するその他の日をいう。

（中略）

「毎月分配クラス受益証券」 米ドル建ての受益証券であり、毎月分配クラス受益証券として指定されるものをいう。

（中略）

「1口当たり純資産価格」 各クラス受益証券に帰属する純資産価額を評価日における当該受益証券クラスの発行済受益証券口数で除し、1米ドル・セント未満を四捨五入した金額をいう。

「無分配クラス受益証券」 米ドル建ての受益証券であり、無分配クラス受益証券として指定されるものをいう。

（中略）

「ファンド」 受託会社および管理会社によって締結された信託証書および信託証書補遺（改正済）により設立された、トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローン・オープン（米ドル建）（2015年7月1日付で「USバンクローン・オープン」から変更された。）をいう。

（中略）

「受益証券販売・買戻契約」 管理会社と日本における販売会社の間で、毎月分配クラス受益証券につき2013年10月15日に締結された受益証券販売・買戻契約および無分配クラス受益証券につき2015年6月25日に締結された受益証券販売・買戻契約（それぞれ、随時変更、補足または改訂される。）をいう。

（後略）